

「コンテンツ制作支援・PR支援業務」受託候補者募集要領

上記事業を実施するに当たり、運営事業者を次のとおり募集します。

なお、本受託候補者募集は、京都市の令和4年度予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものです。そのため、予算が成立しなかった場合、本受託候補者の選定等は無効となります。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、受託候補者は、その費用を京都市に請求することはできません。

予算が成立した場合も、契約の締結は令和4年4月以降となりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

1 委託業務の名称

コンテンツ制作支援・PR支援業務

2 委託契約内容

(1) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(2) 委託金額

3,000,000円以内

※ 上記の金額は消費税及び地方消費税相当額10%を含む。

(3) 委託内容

「委託仕様書」に掲げる業務

(4) その他

提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同額とならない場合があることに留意すること。

受託候補者となった者は、その地位・権利を譲渡できないものとし、契約締結後、当該委託業務を全て一括して再委託することを禁止する。

ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ京都市の承認を得ること。

3 事業者の参加要件

次の各号に掲げる事項をすべて満たしていること

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を有する者であること。

ア 代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。

ウ 引き続き1年以上営業を行っていること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者（候補者を含む。）や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 共同事業による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（1）～（6）の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又は別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに応募していないこと。

4 提出期限

令和4年3月22日（火）から4月4日（月）17時まで

5 応募手続等

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書〈1部〉【様式1】

イ 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）〈1部〉

ウ 業務実施体制表及び従事者の経歴〈6部〉 【任意様式】

なお、本業務の担当者等の実施体制については、業務完了まで特別な事情がない限り変更することはできません。

エ 類似業務受託実績調書〈6部〉 【様式2】

以下の業務等について過去5年以内の実績を記載してください。

- ・ マンガ・アニメ・ゲーム等の作品制作支援実績
- ・ マンガ・アニメ・ゲーム等のイベント開催実績
- ・ クリエイター支援に係る事業の受託実績
- ・ 直近1年以内のアニメ業界と異業種のマッチングイベント実施実績
- ・ その他、特に本事業の品質向上に寄与すると思われる実績等（任意提出）

なお、記載した業務実績については、必要に応じて契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ）等の提出を求める場合がございます。

オ 企画提案書〈6部〉 【任意様式】

仕様書の内容に沿って簡潔にまとめてください。

カ 見積書（積算根拠がわかるように記載したもの）〈1部〉【任意様式】

キ 共同事業体協定書の写し（共同事業体として提案する場合のみ）〈1部〉【任意様式】

ク 競争入札参加有資格者以外の者にあつては、別途以下の書類を提出すること

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 納税証明書（国税等、京都市税（該当者のみ））
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）

- ・ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- ※ 書類の請求先等の詳細は、以下ホームページで確認すること。

【京都市入札情報館】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000296189.html>

(2) 提出方法

下記の提出場所まで郵送のうえ、データ送付すること。

(3) 提出場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室内 多田羅・野沢宛

電話：075-222-3306 FAX：075-222-3331

メール：contents-sangyo@city.kyoto.lg.jp

6 仕様書等に対する質問期限及び回答

(1) 質問対象者

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「3 事業者の参加要件」を満たしている者とする。

(2) 質問期限

令和4年3月28日（月）17時まで

(3) 質問方法

上記5(3)の提出場所に掲載の連絡先までメールにて問合せすること。

(4) 質問への回答

すべての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて掲載する（令和4年3月30日）。

7 注意事項

(1) 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合には失格となることがある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ・ 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- ・ 指定の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- ・ 参加要件を満たす根拠資料の提示が、指定された期日内に行われなかったもの

(2) その他

- ・ すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、応募事業者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- ・ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出書類は返却しない。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法等

「コンテンツ制作支援・PR支援業務受託候補者選定会議」において、応募事業者から提出された提案書及び見積書を別添「受託候補者選定審査基準」に基づいて項目別に評価し、合計点が最も高い者を受託候補者として選定する（応募者が1社の場合は、合計点が満点の6割以上の場合に受託候補者とする）。

なお、選定会議は非公開とし、選定経過等に関する問合せには応じない。また、手続途中においては、応募者数を非公開とする。

また、必要に応じて応募者に、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合、応募事業者に別途通知するので、説明ができる者を選定会議に出席させること。

(2) 通知

選定結果については、令和4年4月上旬に通知する。また、参加した事業者及び評価点、契約の相手方を選定した理由を京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて掲載する。

9 委託契約の締結

- (1) 選定した受託候補者と契約条件・内容を確認及び協議のうえ、契約を締結する。
- (2) 受託候補者となった事業者等は、本市から所定の契約書を送付してから2週間以内に契約書を提出すること。
- (3) 受託候補者となった事業者等が、前々項並びに前項の手続きを行わないとき、当該委託業務に係る契約は締結しない。この場合、次点の者を受託候補者とする。

10 その他

- (1) 本事業に係る監査が行われる場合は、必ず協力・対応すること。
- (2) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都市に帰属するものとする。